

政策目的の現実的考察

松原藤由

政策論を規範科学として、したがって目的論的觀察方法によって研究せんとする場合、最も困難な問題の一つは、政策目的の客観的な規定ないし設定を如何にするかということである。いうまでもなく政策目的は政策主体の行為目標として行為を規定し方向づけるものであるから、それは政策主体の行為に先立って思惟されなければならない問題の一つである。それでは政策目的の規定ないし設定は如何に思惟するのが妥当であろうか。その方法が先ず問題である。

しかしながらこの思惟に先立って、政策目的を經濟政策の目的に限定して、われわれが特に注意しなければならぬのは、政策論の研究対象である実践としての經濟政策の「相対性」ということである。すなわち經濟政策は広い意味での歴史的社会的客観状態の変化に対応して必然的に制約されるものであり、永久に普遍妥当なる政策の如きは実践としての經濟政策にはありえないということである。經濟政策は常に特定の歴史的発展段階における理想と現実に照応して実施されるものであるから、それは必然的に歴史的相対性、換言すれば諸種の歴史的限界性をもつものである。このことは他面、經濟政策成立の主要要件である政策目的、政策主体、政策対象が、それぞれ歴史

的に変化ないし変動していることを意味しているのである。それ故に経済政策目的の規定についても、この歴史的相対性ないし限界性を配慮しなければならないことは当然である。しかし本小論では、単に注意を喚起するに留め、近代国民経済政策目的の歴史的、実質的内容の変化には触れないで、専ら現段階における経済政策の目的は如何に思惟すべきであるか、その方法論を追求する。以下は、かかる方法論的課題に対する紙数の制約下における私見の要約である。

さて一般に、「政策論においては主張者の意識するとせざるとに拘わらず一定の価値または理想を予想する。これを一つの前提とし、法則的知識を他の前提として導きだされるところの規範として、各々の政策に関する命題が成立する。この場合に政策と価値または目的の關係は單なる目的手段の階層的構造たるにとまらず、それは一方において手段の比較原理となり、他方において規制の原理として役立つ。一定の目的に役立つ手段は多く、また一つの手段の作用は複雑な構造をもつ。一切の効果と反効果とを綜合して多数の手段を比較し最も有効なるものを選びねばならぬ。この比較を可能にするものも、またその価値である。」⁽¹⁾そこで重要な方法論的問題意識とは、その価値の客観性と可能性およびその歴史的成立の必然性と客観性とを証明することである。政策方法論の困難は、実に以上の「科学的証明」にある。

ところで価値または理想の可能性については論理的にも(分析的判断の対象として)、実在的にも(総合判断の対象として)、これを証明しうるから、ここに問題となるのは、その客観性である。政策論における、上記の客観性は、実践性との意味関連において問題としなければならないことは、価値判断論争とその批判を通じて知ることができ⁽²⁾る。なお価値判断論争を契機として、政策論研究における各種の認識立場が生じたことは周知の如くである。

いうまでもなく経済政策の研究は、特定目的と、それを達成する手段との関係における行動を規制する諸原理の把握であるが、今日までのところ政策論研究の認識立場には、方法的反省の結果として、次の如き立場が生じている。すなわち、「(1)特定のイデオロギーの観点よりする立場、(2)ウェーバーの如く、観念型的立場を否定し、技術的批判をもって政策論の課題とする立場、(3)抽象的な普遍的価値を前提とする立場、(4)ウェーバーを越えて具体的価値目標の批判ないし設定を政策論において可能とする立場⁽³⁾」、等である。これらのうち、(3)と(4)を綜合する立場に立って政策論における客観性と実践性とを方法的に考察してみることが必要である。かかる(3)と(4)を綜合する(5)の立場、すなわち政策目的の現実的な考察が私の認識立場である。ここにおいて後述する政策目的の二重階層構造が、かかる認識立場と上述の問題意識における、その解答なのである。

ところで一般に政策目的の根本的な究明ないし定立は、「社会科学の領域を越えて倫理学の分野に入ってしまう。人間活動の究極目的を評価することは社会科学の仕事ではない⁽⁴⁾。」といわれる。この主張は正しいが、その論拠は概ね次の三つであると考えられる。その一つは、政策目的を設定するにあたって、その背後の哲学的世界観にまで立入ることは不要であるという見解である。その二は、政策目的の設定は主観的価値判断に基づくものであるから客観性は望み難いとする見解である。その三は、政策目的の設定における価値判断は世界観の問題であって、経験科学としての経済学の領域ではないとする見解である。もとよりこれらの諸見解は価値判断論争において提起されたる問題であることは周知の如くである。

しかしながら経済政策の研究において必要となる政策目的の設定は、実際の経済生活における絶対的価値基準の追求と歴史的、社会的客観状態の変化に対応する相対的価値基準の規定であらねばならない。ここに前者、すな

わち絶対的価値基準の追求においては、抽象的な普遍的価値を前提とする立場から完全に脱皮することは不可能であるとしても、できるだけ、その客観性を確保する試みが特に必要である。後者、すなわち相対的価値基準の規定には、ウェーバーを越えて具体的価値目的の批判ないし設定を可能とする立場から歴史的合理性を根拠として目的設定の実践性を確立する試みが特に必要である。もとより政策目的の設定において必要なのは、上記の意味での客観性と実践性を如何にして方法論的に確立するかということである。そこで端的にいえば、私見は、前者の絶対的価値基準を理想的価値（価値判断による）と呼び、後者の相対的価値基準を現実的価値（事実判断による）と称して、この二つの相関的な二元構造の論理的統一（綜合判断）によって政策目的の客観性と実践性を証明せんと意図するものである。つまり理想的価値も、また現実的価値も、それ自体としては、政策目的の客観性と実践性を、それぞれ証明することが不可能に近いので、したがって政策目的の客観性と実践性を確立するためには政策目的の設定における理想的価値と現実的価値の相関的な二元構造の論理を解明しなければならない、という考え方をするのである。

なおかかる解明に先立ち、先ず前提として必要なことは、経済政策の目的はそれが価値判断としての理想的価値、事実判断としての現実的価値の、いずれを問わず、日常われわれが如実に経験している実際の経済生活のうちから求めなければならないということである。それ故に例えば進歩（Progress）、安定（Stability）、正義（Justice）、自由（Freedom）、等の抽象的な普遍的価値にのみ政策目的を求むべきではない。たとえ上記の四つのそれぞれに経済的という形容詞が冠されても、それらが客観的、実践的な政策目的であるとはいえないであらう。

経済的進歩、経済的安定、経済的正義、経済的自由の四つを政策評価の価値尺度たる基本的目標（Primary Ob-

jectives)として促えているボウルディング (K.F. Boulding) にあつても、次の如く述べていることは注目に値する。「すなわち四つの目標は、程度の差とか、明確な形をとっているか否かの差はあつても、これらの目標は社会のいかに問はず存在するものである。……けれどもこうした目標について述べただけでは、政策の判断を行なうにあつては不十分である。……また以上の目標の測定の問題には困難が多い。……なお四つの目標の測定を別々に行なうことができ、特定の政策が、それぞれの目標に与える効果を正確に知っているとしても、目標相互間に生ずるあつれきの可能性という問題を避けることはできない。……目標相互間には補完的關係 (complementary relation) と競合的關係 (competitive relation) とが生ずるのである。⁽⁵⁾」

そこで重要なことは、経済政策の目的を実際の経済生活のうちから客観的に、かつ実践的に如何にして求めるかということである。しかしこの場合に先ず問題となるのは、いわゆる国家の理想と経済政策の目的との關係である。この点について詳述してみよう。

いうまでもなく近代から現在にかけての、われわれの経済生活は資本主義の経済生活であるとともに、それは近代国家との結びつきにおける国民経済生活であるから、われわれの経済生活は、しばしば国家生活のための手段であるとみられる。そしてともすれば当該国家のもつ究極の理想が著しい影響を国民生活に及ぼすこととあいまって経済政策の目的およびその顕現の仕方が当該国家の理想によって嚮導されるものと考えられる。換言すれば、「国家が経済政策として何らかの意図を企てるときには、その意図のなかに或種の理想を取り入れるものである。もつより意図は行動主体 (政策主体) の抱く或る構想を実行に移そうとする意欲であるから、意欲内容である政策的構想において理想が当然に、その地位を占めていなければならない。⁽⁶⁾」と考えられるのである。もとよりこの見解は

正しいし、歴史的にも、この事実を否定することはできないであろう。しかしそれだからといって経済政策の目的は社会ないし国家の理想そのものであるのではないし、またそれが中心に位していると考える必要もない。

何故ならば、近代国家、端的に言えば民族国家は、一方において、国家が一定の方向に発展してゆく場合に、究極的観念としての真、善、正義、或いは目的、価値、規範、等について想定しうる最高の完全性概念、すなわち国家の理想をもつが、これは近代国家の構想せる普遍的かつ精神的側面であるに過ぎないからであり、他方において、権力国家、時には暴力国家としての個別的かつ自然的側面をもち、特にその発展過程には、むしろこの権力国家の暴力的性格をしばしば強く現わしてきているから国家理想の顕現の仕方時代、思想および政治道德の如何により異なるからである。

そこでいま国家の理想と経済政策の目的との関係を国家と経済、わけても政治と経済の関係におきかえて考察してみると、両者間における関係の程度には歴史的発展段階の如何によって濃淡のあることがわかる。例えば重商主義の段階では政治が著しく経済に優位し、自由主義の段階では経済が政治に優位しているが如きである。そこで注意すべきことは、国家のもつ究極的理想によって経済政策の目的が嚮導される事実を認めるとしても、国家の理想が直接に経済政策の目的として、その構成員たる国民全体の福祉に直結するものであると考えるはならないということである。このことは、国家理想の体现としての国家の目的が経済の維持・安定（経済的機能）のみではなく、その他、法制の目的（社会の政治的秩序機能）、防衛の目的（軍事機能）、文化・教育の目的（文化的教育機能）、等をもつとともに、それがまた国家自身の目的をもつことによっても明らかなることである。

それ故に経済政策の目的を客観的かつ実践的に規定する前提条件として必要なことは、政策目的を国民経済生活

の現実に内在し、かつ即したるものから求めなければならないということである。すなわち今日の「在るべき経済政策」の目的は、社会ないし国家のもつ理想によって嚮導されたるその目的が必ず経済生活に内在するものであり、また何人も等しく望み、かつ容易に肯定しうるものであるとともに、常にわれわれの国民経済生活の現実に即したるものであらねばならないのである。

ここに国民経済生活の現実に内在し、かつ即したるものとは、次の如き意味においてである。まず国民経済生活の現実 (actuality ; Wirklichkeit) に内在するものとは、国民経済生活の領域や存在の状態に関しない真正の存在すなわち真理に対応する存在であり、国民経済生活の本質に内在するもの、端的にいえば「可能的存在」を意味する。次に国民経済生活の現実に即するものとは、端的にいえば国民経済生活の可能的存在に対する「顕在的存在」であり、それは国民経済生活に実際に存在し、作用する問題性に即するという意味である。したがって既に述べた如く、政策目的の設定における客観性を確立せんとする絶対的価値基準、すなわち理想的価値 (価値判断による) とは、ここでは国民経済生活の本質に内在する可能的存在の追求の結果であり、その実践性を確立せんとする相対的価値基準、すなわち現実的価値 (事実判断による) とは、ここでは国民経済生活の本質に内在する可能的存在に対する顕在的存在の追求の結果である。そこで前者の絶対的な理想的価値を一般的究極目的、後者の相対的な現実的価値を特殊具体的目的と称するならば、政策目的の設定における客観性と実践性の確立には、後述する如く政策目的の二重階層構造、換言すれば一般的究極目的と特殊具体的目的の相関的な二元構造の論理的思惟と、その統一 (総合判断) が必要となるのである。

それに先立ち、経済政策の目的は、今日までのところ如何なるものとして思惟ないし規定されているであろう

か。先ず諸学者の定義を参考までに引用してみると、それは諸説区々で、その数は政策学者の数ほどある。例えばフイリッポヴィッチ (E. Philippovich) は経済政策の目的を「福利の増進」⁽⁷⁾に、ヴィルブラント (R. Wilbrandt) は「欠乏の防止」⁽⁸⁾に、ヴァイス (F. Q. Weiss) は「経済主体の存在の確保」⁽⁹⁾に、ヘレンダー (S. Helander) は「国民所得および国民財産の増大」⁽¹⁰⁾に、セラヒム (H. J. Seraphim) は「生存保証」⁽¹¹⁾に求める。またわが国の学者は、「国民の富の生成を豊かにし、その帰趨を普くする」⁽¹²⁾ことに、或いは「国民経済生活の維持、発展」⁽¹³⁾を図ることに、或いは「人間共同生活の原理的矛盾たる生活困窮を緩和して、その存立と持続とを確保」⁽¹⁴⁾することに、求めている。私見では、経済政策の目的を単に「国民経済生活の充実」であると規定するが、問題は、この規定が意味する現実的な内容である。

ここに国民経済生活の充実とは、国民の個別的福祉を否定することなく国民の全体的福祉、すなわち総体的福祉を増進することである。それでは総体的福祉とは何を意味するのであるか。それが国民経済的生産力或いは経済的福祉を意味することは明らかであるが、しかし諸学者によって頻繁に使用せられるにも拘らず明確なる内容を知ることが困難である。

例えばスミス (A. Smith) は、個人のみでなく社会全体の消費の増大をもつて経済的厚生とみるから国富の増進が経済的厚生ないし福祉ということになり、総体的福祉は生産の増大に関係するものとなる。しかし生産の増大は分配の公正がなければ総体的福祉の増進とはならない。しかるにリカード (D. Ricardo) にあっては、総社会的生産物から、それらの生産に要した社会的生産費を差引いた純収入が経済的厚生⁽¹⁵⁾の真の尺度となるのであるから総体的福祉は、むしろ分配の増大に関係するものといえよう。もとより分配の増大は生産の増大があつてこそ実現可

能なのである。したがって總体的福祉が経済的概念としては、生産と分配に関係するものであることは明らかであり、社会的概念としては、總体的福祉とは、ベンタム (J. Bentham) によれば「社会の総ての個人の幸福の合計」に等しいものと考えられている。ジュヴォンズ (W. S. Jevons) はベンタムの章句を引用しつつ、人間の快樂を極大化することが経済学の問題であるとしているが、この「極大満足」が總体的福祉ということになるであろう。マーシャル (A. Marshall) 経済学の厚生経済学的性質を發展せしめたピグウ (A. C. Pigou) は、厚生を、善と同じものを意味するとなし、社会的厚生のうち直接或いは間接に貨幣によって測定しうる部分を経済的厚生と称して、「経済的厚生は大体において国民所得の大きさと、その社会成員への分配の仕方に依存するものであり、他の事情が等しき限り、(1) 国民所得の大きさの増加 (それが労働階級への不等なる圧迫によってもたらされる場合) の如何なる原因も一般に経済的厚生を増進すること、(2) 国民所得の分配が貧者に有利に変化することは経済的厚生を増大し、それが社会一般の厚生を増進するものであること⁽¹⁵⁾」を指摘し、生産の増大および分配の均等が總体的福祉の増進である所以を示唆している。

しかし経済的厚生ないし福祉の概念およびその科学的測定の問題をめぐり諸学者の意見は対立し、必ずしもその一致をみていない。例えばロビンス (L. Robins) は個人間の効用を科学的に比較することは不可能であるという理由から実証科学 (positive science) としつつの厚生経済学の成立を否定したが、これに対しラーナー (A. P. Lerner)、カルドーア (N. Kaldor) ヒックス (J. R. Hicks)、ランゲ (O. Lange) 等は、個人間の効用比較がたとえ不可能であっても実証科学としての厚生経済学は成立しうるると主張しているが如きである。けれども経済的厚生は貨幣によって近似的に測定しうるものであり、経済的厚生と同義語としての總体的福祉の増進とは、国民経済におけ

る生産水準の上昇と、これに対応すべき所得水準および消費水準、すなわち生活水準の一般的上昇であることは明らかである。ここに一般的上昇とは国民の全体的かつ一人当り平均水準の上昇を意味するのである。もとよりこれらは計数的に或る程度正確に測定しうる。

さて国民経済生活の充実が総体的福祉の増進であり、それが生産水準の上昇と、これに対応すべき所得水準および消費水準、すなわち生活水準の一般的上昇であるならば、それは如何にして達成することが可能であるか、すなわち国民経済生活の充実という概念の具体的内容を先ず経済生活の本質と事実と内在するものとして規定しなければならぬ。したがってこれを端的に規定すれば、(1)国民生産力の拡充(物の面、すなわち国民生産物増大の問題)、(2)国民財貨分配の公正(貨幣の面、すなわち国民所得平準化の問題)、(3)国民雇用の増大(人の面、すなわち完全雇用実現の問題)を配慮することである。換言すれば、国民経済における物と貨幣と人との均衡的対応、換言すれば発展的均衡、つまり完全雇用の実現のもとに経済成長・安定・平等を配慮することが総体的福祉の増進であり、国民経済生活の充実なのである。

かかる意味での国民経済生活の充実を、ロストウ(W. W. Rostow)の経済成長の諸段階説にあてはめて考えてみると、国民経済生活の充実とは、彼のいう第一段階・伝統的社会(近代科学および技術以前の経済段階)、第二段階・離陸のための先行条件期(近代科学および技術により農業、工業が発展する経済段階)、第三段階・離陸期(成長・発展が社会の正常な状態となる経済段階)、第四段階・成熟期(経済がその離陸に力を与えた最初の産業を乗り越えて進みうる能力を誇示する経済段階)、第五段階・高度大衆消費経済時代(現段階であり先進国の主導部門が耐久消費財としてサービスに向かつて移っていく経済段階)⁽¹⁶⁾のうち、成熟期から高度大衆消費経済時代に突入する場合の総体的福祉の増進である。

もとよりわが国における「一人当り実質所得水準および実質消費水準はもろろん大部分の西ヨーロッパ諸国より低い。それにもかかわらず、戦後第三次産業がいちじるしく伸びたことや耐久消費財およびサービスが新しい規模をもって農民にいたるまでも普及したという事実は、適当な制限をつければ、日本人もまた大衆消費水準の拡張に大きな基礎をおくところの成熟期以後の典型的成長の波を経験しつつあることを示しているのである。」⁽¹⁷⁾それ故に高度大衆消費経済は決して終了したわけではなく、現段階において、ようやく突入したのであるといえる。これを要するに国民経済生活の充実とは、かかる段階における物と貨幣と人との均衡的対応、すなわち發展的均衡を配慮することである。

しかし上述の如き政策目的の積極的意義における規定に関連して、ここに留意すべきことは、政策目的の消極的意義についてである。何故ならば、国民経済生活の充実には、国民経済循環の合理化、すなわち国民経済の正常な運行が伴わなければならないが、実際の経済においては景気の過熱、生産の過剰、等が生じて、その抑制ないし調整が必要となり、政策目的の積極的意義とは異なる消極的意義が第二義的にはあるが必要となるからである。したがって例えば「抑制」ないし「調整」という消極的意義は国民経済生活の充実という理想的価値に第二義的に包摂されていると考えなければならない。しかもこの消極的、第二義的な抑制政策ないし調整政策が、しばしば貨幣的操作を通して実施されるところに資本主義経済政策の特質があるともいえるのである。それはまた資本主義の国民経済生活が、絶えざる変動過程にあり、その変動過程がまた政策的激変過程によるものであることを意味しているものであり、このことは注目すべき現象である。

もとより以上の如き政策目的は、国民経済政策の一般的究極目的、すなわち終局的に経済政策が実現しなければ

ならない當為の基準ないし政策主体の当然の要求とし達成すべき理想的価値を、經濟生活の本質に内在し、事實に即するものとして、また何人も等しく望むものとして規定したのである。もとよりかかる理想的価値の背景には、經濟成長、經濟安定、經濟的平等という一般の価値指標が究極において包含されていることはいうまでもない。かくて國民經濟生活の充実という政策目的は政策主体が達成しなければならぬ絶対的価値基準、すなわち理想的価値(価値判断)であり、それは國民經濟政策の一般的究極目的であるといえよう。

しかしながら、「國民經濟生活の充実」という一般的究極目的を直接に達成しようとする特定の經濟政策はもとより實際には存在しない。けれども実践としての經濟政策は、終局的には一般的究極目的の実現を根本精神として実施されるべきものであり、この場合、一般的究極目的は、実践としての総ての經濟政策の當為基準として思惟された一つの完全性概念であるにほかならない。

したがってここにおいて、かかる一般的究極目的を根本精神とする実践としての經濟政策の個別的ないし具体的な目的を、いうまでもなく經濟生活の實際に即するものとして規定し、かくて政策目的として要求される客観性と実践性とを確立しなければならない。

もとより經濟政策の個別的な目的とは特殊具体的目的のことを意味する。しかるに、その特殊具体的目的は特定の歴史的發展段階における社会ないし國家の理想と歴史的现实およびその經濟過程に内在し蓄積される經濟的矛盾によって發生する經濟問題の如何によって、或いは自然的条件の変遷、等の影響を受けて、その内容が異なってくるのであるから、いまこれを學問としての記述範圍内において規定ないし設定することは容易なことではない。しかし經濟政策の特殊具体的目的は、特定の歴史的状态のもとにおける政策目的であり、いわば經濟政策の対象とし

ての問題性に応じて、すなわち对象的に特殊具体的目的として設定されるものである。換言すれば、この場合の特殊具体的目的は、政策主体が一般的究極目的との関連において、社会的存在としての問題性を意識し、それを解決せんとして規定ないし設定されるものである。例えば第二次世界大戦後のわが国経済政策の特殊具体的目的（現実的価値）が、経済の復興、自立経済の確立、経済構造の近代化、技術革新と経済成長、貿易・為替の自由化と産業構造の前進的再編成、等と、それぞれ変遷してきているが如きである。実践としての経済政策は、かくの如き特殊具体的目的の設定によって形成されるものである。

ところでここに对象的に特殊具体的目的が設定されるというのは次のことを意味するのである。すなわちそれは、(イ) 主として経済的矛盾を客観的契機とする問題性に応じ 一般的究極目的を当為基準として問題性の解消ないし克服を意図して規定されるから、究極目的に照応する理念合理性の保証に基づいて設定されることを意味し、(ロ) 現在の歴史的状态のもとにおける問題性を客観的に判定し、その問題の解消ないし克服を意図して規定されるものであるから、具体的合理性が保証されることを意味し、(ハ) 上述の如く問題性に応じ、その問題の解消ないし克服を意図する目的・手段の体系として規定されるのであるから、必然的に技術合理性が立証されることを意味するのである。⁽¹⁸⁾」

しかしかくの如くして規定される特殊具体的目的も、やはり一般的究極目的と同様に一つの完全性概念であり、政策主体の要求である限り価値であるが、実際の歴史的状态に照応し、かつ社会的存在としての問題性に応じて理念合理性、具体的合理性、技術合理性の保証のもとに規定されるのであるから特殊具体的目的は事実判断として客観的であるとともに実践的である。したがって既に述べた如く、これを絶対的価値基準としての一般的究極目的（

理想的価値」と區別し、相対的価値基準としての現実的価値（特殊的具体目的）と呼称したのである。

しからば一般的究極目的（理想的価値）と特殊具体的目的（現実的価値）の相関的な意味関連、換言すれば価値判断と事実判断の統一としての綜合判断の意味関連は如何に理解すべきであるか。この二つの目的ないし判断は異なるが、しかし相互に排除しあう性質のものではなく、それらの間には本質と現象形態ないし本質と事実との相関的な内面的関連があるものとして把握しなければならぬ。この相関的な内面的関連を次の如く理解する。すなわち一般的究極目的は政策の根本精神、換言すれば如何に在るべきかという理想的価値（価値判断）であり、それは可能的存在であつて必ずしも事実に依拠しないで、実際の経済生活の本質に内在しうるものとして規定したところの普遍的本質的な目的である。これに反して特殊具体的目的は経済的矛盾を媒介契機として形成される経済問題の解決ないし克服という事実に依拠する現実的価値（事実判断による）であり、いわば普遍的本質的な目的ないし判断との関係における現象的可変的な目的ないし判断である。そうである限り（以下目的に限定）二つの目的は異なるが、しかし特殊具体的目的の設定には、その根拠に事実をして、かく在るべきだという本質、すなわち一般的究極目的を予想せねばならない。換言すれば特殊具体的目的の設定における判断形式として一般的窮極目的を認めなければならぬ。この意味において特殊具体的目的は一般的究極目的と不可分離の関係にあるといえる。一般的究極目的と特殊具体的目的という目的二元論は、以上に述べたような本質と現象形態という相関的な内面的関連において論理的、統一的に理解されるのである。端的に言えば経済政策目的の二重構造の理解である。

さて実践としての経済政策は目的に対する手段の体系であるが、この場合、「目的と手段の関係は單純に孤立的に無関係に存在するのではなく、その間に上下の階段関係がある。例えば下位の目的は上位の目的における手段と

なり、上位の目的はより高位の目的の手段となる。かくの如く政策は目的・手段の階層構造を有するものである。かような目的・手段の連鎖における最高の目的が究極目的または始源的目的、これを実現する手段たる性質を有する下位の目的は派生目的、前提目的または中間目的である。⁽¹⁹⁾「かかる見解によれば、政策の根本精神たる一般的究極目的に対して特殊具体的目的は手段たる中間目的となるわけである。しかしながらここに注意すべきことは、一般的究極目的と特殊具体的目的との間には密接不可分離の関係があるが、目的・手段の関係は存在しないということである。もっとも特殊具体的目的が達成される場合には間接的に一般的究極目的の一部を達成するという手段的な役割を果すことは否定しえない。けれども一般的究極目的と特殊具体的目的との間には先に述べた本質と現象形態という相関的な意味関連はあるが、目的に対する手段たる関係は存在しないのである。これに反して特殊具体的目的と、これを達成する具体的施策（基本的政策）およびその個別的対策との間には目的・手段の連鎖的な階層構造が成立することはいうまでもない。日常では、これらの基本的政策や個別的対策を、それぞれ政策と称している。

かように実践としての経済政策の目的は一般的究極目的と特殊具体的目的との二重階層構造をもつものであると思惟しなければならぬのである。そしてこのような二重階層構造における、わけでも特殊具体的目的の階層構造を支える根拠は歴史的合理性を措いて他には求め難いのである。⁽²⁰⁾換言すれば、特殊具体的目的の階層構造は、資本主義的国民経済ないし生活に起ってくる経済的矛盾を媒介契機として成立する経済問題の解決ないし克服という事実、すなわち問題性に応じ歴史的合理性を根拠として規定する以外に方法がないのであるが、この方法は実際問題として、著しく政治性の濃厚なものとして規定ないし設定されていることはいうまでもない。

これを要するに、政策目的の二重階層構造についての思惟は、政策目的の規定ないし設定に際して重要な「価値

の客観性と可能性」および「その歴史的成立の必然性と客観性」、特に「客観性と実践性」という問題意識を中心に、これを論理的に解明することを試みたもの、すなわち一般の究極目的を理想的価値として、これを経済生活の本質に内在しうるものとして規定することによって、特に価値の客観性を証明しようとしたものであり、加うるに一般的究極目的に対応する特殊具体的目的を現実的価値として、経済的矛盾を媒介契機として成立する経済問題の解消ないし克服という事実、或いは事実依拠する問題性に依拠して規定することによって特殊具体的目的の実践性を証明しようとしたものである。何故ならば特に後者の特殊具体的目的は、資本主義的国民経済における問題性によって、その設定が根本的に制約されるという必然性と、また事実依拠する目的としての実践性をもつからである。したがって経済政策の目的は一般的究極目的（理想的価値—価値判断）と特殊具体的目的（現実的価値—事実判断）の二重階層構造（総合判断）をもつものとして規定することが妥当であると考えられるのである。

註 (1) 高田保馬『社会科学通論』昭和二年、一一五—一一七ページ。

(2) 価値判断論争は一九〇九年九月二九日の「社会政策学会」ウィーン大会第三日におけるフィリップポヴィツの報告に端を発し、それはシュモラー派とウェーバー派の対決として激しく戦わされ、ウェーバーは、政策的認識において理想を追求すること、理想を追求するために目的を設定すること、および目的の実現のために特定具体的手段を選択すること、等は、総て経験科学以外の問題であり、それらは実践人の任務であると論じ、政策的認識から理想の追求、目的の設定、特定手段の選択という如き実践的要求を排除し、没価値性理論を主張した。かかるウェーバーの主張はかくして、「規範としての実践的評価の妥当性」と「経験的事実確立の真理的妥当性」との厳格なる区別を要求したのである。

(3) 赤松 要「経済政策論の対象と方法」『日本経済政策学会年報VI』昭和三年、二二—二三ページ。

(4) K.E. Boulding, *Principle of Economics Policy*, 1958 p. 2. 邦訳、三ツツ。

(5) *Ibid.*, pp.131—133 邦訳、一一三—一一五ページ参照。

- (6) 半沢耕貫『経済政策』昭和二十七年、三二二ページ。
- (7) フィリップポウィッチ原著・気賀勘重解説『経済政策』前編上巻、大正九年、五ページ。
- (8) R. Wilbrandt, *Der Volkswirt als Berater der Volkswirtschaft*, 1928, S. 350—353.
- (9) F. Q. Weiss, *Grundlagen der Volkswirtschaftspolitik, in ihrer geschichtlichen Entwicklung*, 1929, S. 28.
- (10) S. Heländer, *Ausgangspunkte der Wirtschaftswissenschaft*, 1923, S. 102.
- (11) H. J. Seraphim, *Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftspolitik*, 1955, S. 80—81.
- (12) 作田荘一『経済綱要』昭和二年、七六—七八ページ。
- (13) 平野常治『綜合経済政策』昭和二年、一ページ。
- (14) 宮田喜代蔵『経済政策原理』昭和九年、七一—七五ページ。
- (15) A. C. Pigou, *The Economics of Welfare* 1924, p. 103.
- (16) Cf. W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth*, 1960, pp. 4—10. 邦訳、七一—六ページ参照。
- (17) *Ibid.*, p. 88. 邦訳、一一八ページ。
- (18) 宮田喜代蔵『経済政策原理』昭和九年、七一、九六ページ参照。
- (19) 井藤半弥『社会政策総論』昭和四年、七五ページ。
- (20) 稲葉四郎『経済政策原理』昭和二年、四九ページ参照。